

条例の目的と理念の考え方（案）

目的

- 条例を制定しようとする大きな要因は何なのか。（現在）
- 条例を制定することによって、めざす「別府市のあるべき姿」とはどのようなものなのか。（未来）

この条例は、することで、することを目的とする。

A：別府市のあるべき姿を実現する方法

B：別府市のあるべき姿の実現

基本理念

- 別府市のあるべき姿を実現するためには、別府市全体で、どのような基本的な態度をとる必要があるのか。

は、することにより行われなければならない。

C：別府市のあるべき姿を実現する方法に取り組む姿勢

個別理念

- 基本理念に基づいて、別府市のあるべき姿を実現するためには、誰が、どのようなつとめを果たす必要があるのか。

誰が

- ・市は？
- ・市民は？
- ・その他は？

- 基本理念に基づいて、別府市のあるべき姿を実現するためには、ほかにどのようなことをする必要はあるのか。